

# 一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第10号（機関誌の発行に関する規則）

（適用）

第1条 この規則は、一般社団法人日本癌治療学会（以下、「本法人」と略す。）の機関誌の発行について、本法人の定款第59条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

（機関誌の名称）

第2条 本学会の発行する機関誌の名称は、International Journal of Clinical Oncology（略号 IJCO）及び International Cancer Conference Journal（略号 ICCJ）とする。

（機関誌への投稿）

第3条 機関誌への投稿は、別に定める投稿規程に従わなければならない。

（発行の回数）

第4条 IJCO は、年12回発行する。

2 ICCJ は年4回発行する。

（規則の変更）

第5条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- 3 この規則は、平成30年10月17日から施行する。
- 4 この規則は、令和2年7月21日から施行する。